

**日本遺産「鯨とともに生きる」総合活性化事業
インスタグラマーによる情報発信業務に係る
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

日本遺産「鯨とともに生きる」の登録資産を有する熊野灘エリアへの誘客を図るため、登録資産を有する熊野灘エリアの「絶景スポット」、認定を契機に新たにメニュー開発された「鯨料理」「体験メニュー」などを巡るモデルコースにインスタグラマーを招請し、招請者の投稿画像を通して魅力を発信することにより、同エリアへの誘客を図る。

については、本業務の委託について、プロポーザルにより委託事業者選定を行うため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

(1) 委託業務名

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活性化事業
インスタグラマーによる情報発信業務

(2) 業務内容

① 国内インスタグラマー招請ツアーの実施

② 被招請者のInstagramへの投稿画像の提供
詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 予算上限額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

(5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 企画提案書について

企画提案書は、前項に留意のうえ、次の点について作成すること。

(1) インスタグラマー招請ツアーの実施概要

- ・ 招請者のプロフィール
- ・ 招請ツアー行程
- ・ 実施体制

4 委託事業者選定方法

- (1) 業務内容に合致する事業者を選定するためプロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザルにより、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を委託事業者として選定する。

5 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納のない者。

6 参加資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 提案者の概要書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
 - ③ 役員等に関する調書（様式 3）
 - ④ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）
 - ⑤ 法人にあつては、定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票
 - ⑥ 印鑑証明
 - ⑦ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
※ 発行後 3 ヶ月を経過していないもの。
 - ⑧ 都道府県税について未納がない旨の証明書（県内事業者のみ）
- (2) 提出書類の留意事項
 - ① 正本 1 部を提出すること。＜持参・郵送いずれも可。＞
 - ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ③ 本協議会が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
 - ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類：企画・

広告・手配、小分類：イベント）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)の③～⑧の提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限

平成 31 年 2 月 8 日（金）17:00 まで

7 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

(1) プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式 5）を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式 6）を提出すること。
〈メール・FAX〉

(2) 参加表明及び質問票提出期限：平成 31 年 2 月 8 日（金）17:00 まで

8 プロポーザル提案書等の提出

(1) プロポーザル参加者は、「企画提案書（様式任意）」を 5 部提出すること。

〈持参・郵送・宅配いずれも可。〉

(2) 見積書（様式は任意だが、次の①～④に留意すること）（1 部）

① 一式計上は認めない。

研修会経費・継続取組費・その他管理費等明細を記載すること。

② あて先「熊野灘捕鯨文化継承協議会 会長 山西毅治」

③ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

④ 見積額には消費税及び地方消費税の額を含めるものとし、その額を明記すること。

※ 見積額が上記 2（3）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

(3) 企画提案書・見積書提出期限：平成 31 年 2 月 15 日（金）17:00 まで

9 プロポーザル実施方法等

(1) プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき審査会においてプレゼン審査のうえ総合的に評価し、決定する。

実施日時：平成 31 年 2 月 18 日（月）

※開始時間はプロポーザル参加事業者に別途通知する。

実施場所：和歌山県庁 東別館 2 階 2-A 会議室

(2) プロポーザルの結果については、各参加事業者に書面（郵送）にて通知する。

10 その他特記事項

- (1) 提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 企画内容の一層の充実を図るため、発注者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (4) 別添仕様書を熟読すること。

11 各関係書類提出場所

熊野灘捕鯨文化継承協議会事務局(和歌山県商工観光労働部 観光局 観光振興課内)

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話 : 073-441-2776

F A X : 073-432-8313

E-mail : nakamura.kayo@wakayama-kanko.or.jp

担当 : 中村、藏光

12 スケジュール 再掲

- (1) プロポーザル参加表明書及び質問票
【提出期限】 平成 31 年 2 月 8 日 (金) 17:00 まで
 - (3) プロポーザル提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類
【提出期限】 平成 31 年 2 月 15 日 (金) 17:00 まで
 - (4) プロポーザル実施
【実施日時】 平成 31 年 2 月 18 日 (月)
【実施場所】 和歌山県庁 東別館 2 階 2-A 会議室
- ・決定通知
【決定通知】 プロポーザル審査実施日から 1 週間程度

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業
インスタグラマーによる情報発信業務仕様書

1 委託業務名

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業
インスタグラマーによる情報発信業務

2 業務目的

2016年4月、日本遺産に認定された『鯨とともに生きる』の登録資産を有する熊野灘エリアの「絶景スポット」、認定を契機に新たにメニュー開発された「鯨料理」「体験メニュー」などを巡るモデルコースにインスタグラマーを招請し、招請者の投稿画像を通して魅力を発信することにより、同エリアへの誘客を図る。

3 業務期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

4 業務の内容

“和歌山県熊野灘エリアを巡る旅”の魅力発信事業

次により、「和歌山県熊野灘エリアを巡る旅」に国内インスタグラマーを招請するツアーを実施し、同エリアの観光資源、体験施設、飲食店等を取材・視察させ、招請者が自身のインスタグラムで情報発信する業務を行うこと。

(1) ツアーの概要

①実施時期

- ・ 下記(a)～(c)のいずれかとする。
 - (a) 平成31年3月7日(木)～8日(金)
 - (b) 平成31年3月11日(月)～12日(火)
 - (c) 平成31年3月18日(月)～19日(火)

②実施行程

- ・ 1泊2日とし、詳細は本協議会と協議の上決定する。
- ・ ただし、実際に巡るスポット・体験メニュー等は「別紙素材集」に示す3つのカテゴリーにより、必ず1素材以上選定すること。

(2) 被招請者に関する条件

①招請人数

- ・ 国内インスタグラマー2名以上。
- ・ 被招請者自身の有するインスタグラムのフォロワー数「10,000人以上」で、下記「情報発信」の条件により、国内旅行に関心の高い、主に20～30代の女性に向けた情報発信力が期待できる者であること。

②招請者が行う情報発信

- ・ 招請ツアー終了後1週間以内に、各素材の画像を、インスタグラマー1名につき5回以上発信すること。
- ・ 各投稿には、本協議会が指定するハッシュタグを付けること。

- ・ 投稿画像は、主に20～30代の女性の、ツアーエリアへの旅行意欲を喚起し、「実際に行ってみたい」と思わせるものを選定すること。
- ・ 投稿画像は、協議会あてに、二次利用が可能な形式でデータ提供すること。

(3) ツアーの準備・実施に係る留意事項

- ① ツアーの準備・実施に係る被招請者との連絡・調整を行うこと。
- ② ツアーで利用する交通機関、宿泊施設、視察先、飲食店等の予約・手配を行うこと。
※ただし、受託者以外の者が予約・手配した方が適当と判断した場合はこの限りではない。
- ③ ツアーの準備・実施に要するすべての経費の支払を行うこと。

(4) ツアーに付随する業務

- ① 被招請者の情報発信についてのフォローアップ
 - ・ ツアー実施中、被招請者が行うInstagramでの情報発信についてのフォローアップを行うこと。

5 実施報告書等

業務完了後、次により実施報告書及び被招請者の投稿画像データを提出すること。

(1) 報告内容

- ① ツアーの実施結果
 - ② 被招請者による本県の観光素材に関する情報発信の状況（実績）
- ### (2) 被招請者の投稿画像データ
- ・ データ形式 JPEG or RAW
 - ・ データ容量 2MB 以上
 - ・ 提出方法 CD・DVD 等

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他の事項について疑義が生じた場合は、協議を行い柔軟な対応を行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令、各種基準等によって行うこと。
- (3) 受託者は、業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するため本協議会と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言、提案及び支援を積極的に行うこと。
- (5) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、本協議会に帰属するものとする。
なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、本協議会の承認を受けること。
- (6) 本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により本協議会に対し損害を与えた場合は、受託者は、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本協議会と速やかに協議するものとする。

別紙

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業
インスタグラマーによる情報発信業務 素材集

カテゴリ	素材名	所在地
スポット	梶取崎	太地町太地
	橋杭岩	串本町くじの川
	檜野崎	串本町檜野
	潮岬	串本町潮岬
	孔島・鈴島	新宮市三輪崎
鯨料理	ピッツェリア・コマ	新宮市徐福2-2-5 駅前ビーハウス7号
	和食寿司まえ田	新宮市橋本2-10-30
	bodai	那智勝浦町築地5-1-3
	いさなの宿白鯨	太地町太地2973-4
	潮岬観光タワー	串本町潮岬2706-26
	サンドリア	串本町串本2505
体験	鯨餌あげ体験	太地町太地2934-2（太地町立くじらの博物館）
	くじら民芸品絵付け体験	太地町太地2173-1（抱壺庵）
	シーカヤック体験	太地町森浦685-27（太地フィールドカヤック）
	熊野古式鯨船の絵付け体験	那智勝浦町築地4-2-4（小倉家）